

暮らしも仕事もたいへんなことに・・・

見過ごせない最近の税論議

個人課税を中心として税制と仕事の関連を覗いてみたいと思います。

消費税

何よりも職員を心配させているのが消費税の免税店が三千万円から一千万円に引き下げられたことです。

実際に申告書が出てくるのは十八年になってからなので当面は影響ないですが、すでに説明会ははじまっております、これからも周知徹底のための広報・相談が次第に増えてくるものと思われま

配特

配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せして適用される部分(最高三万円)が廃止されました。

平成十六年分以後の所得税について適用されるということまでこれまたすぐに仕事の増加と直結してませんが、納税人口を増やし、有税、還付とも低所得者を中心として申告書の枚数はかなり増えます。

今、税制調査会で議論さ

れ、中旬に予定されている中期答申に盛り込まれようとしているものとして次のようなものがあります。

年金課税

年金受給者を対象とした公的年金等控除と、六十五歳以上に適用される老年者控除の段階的な縮小・廃止を明確に打ち出す方向のようです。非課税所得となっている遺族年金や失業等給付についても、課税扱いとする方向を盛り込むとの報道もあります。

高齢者世帯には負担が増えるため、反発をおそれる自民党税調などがどこまで容認するかが焦点となるようです。いずれにしても申告書枚数の増加につながる問題です。

これからの消費税

消費税について、「将来は欧州並みの2けた税率が必要」と明記する方針を決めたようです。消費税増税体制が定着するのでしょうか?

中身としては、十～十五年後を念頭に、現行の5%から欧州各国と同水準の10%台後半に引き上げることを想定しているとのこと。

小泉首相は消費税率を「在任中は上げない」としているため、税調は消費税増税に関しては先延ばしの書き方をするほかは無かったようです。

給与所得控除

中期答申では、サラリーマンを対象とした給与所得控除について、「必要経費の概算的な控除としては相当な高水準」として、中期的に縮小していく方針を盛り込むようです。これも申告書の枚数が著しく増える方向に働きます。

納税者番号制度

納税者番号制度では、税調は昨夏の基本方針で、「導入に向け具体的な成案を得るべく早急に検討を開始する」と書いていましたが、財務省は導入実現に向けて、損益通算の利用希望者だけを対象に納税者番号をつける「選択方式」についても検討を始

目次(内容の紹介)

- 1 税研運動の概要
- 2 講演1 小泉構造改革と税制改革のゆくえ
神戸大学教授 二宮 厚美
講演2 納税者権利保障立法と税務行政組織改革:両者の関連をめぐって
青山学院大学教授 中村 芳昭
- 3 特別報告 北陸地連情報開示実践報告
全国税労働組合北陸地連書記長 村家 賢治
- 4 分科会
 - 第1分科会 税制一般
 - 第2分科会 暮らしと税金
 - 第3分科会 税務行政・個人
 - 第4分科会 税務行政・法人
 - 第5分科会 税務行政・総合



一冊1000円です 組合員までどうぞ

税研集会の成果がここに結集!

めたようです。これなら全納税者への強制ではないので反発が少ないように、株式売却損を出した納税者が損失を自分の利子・配当収入と相

殺して課税を軽減できるという利点を強調しやすく、財務省は選択式の定着後に、全納税者への拡大を想定しているとのこと。